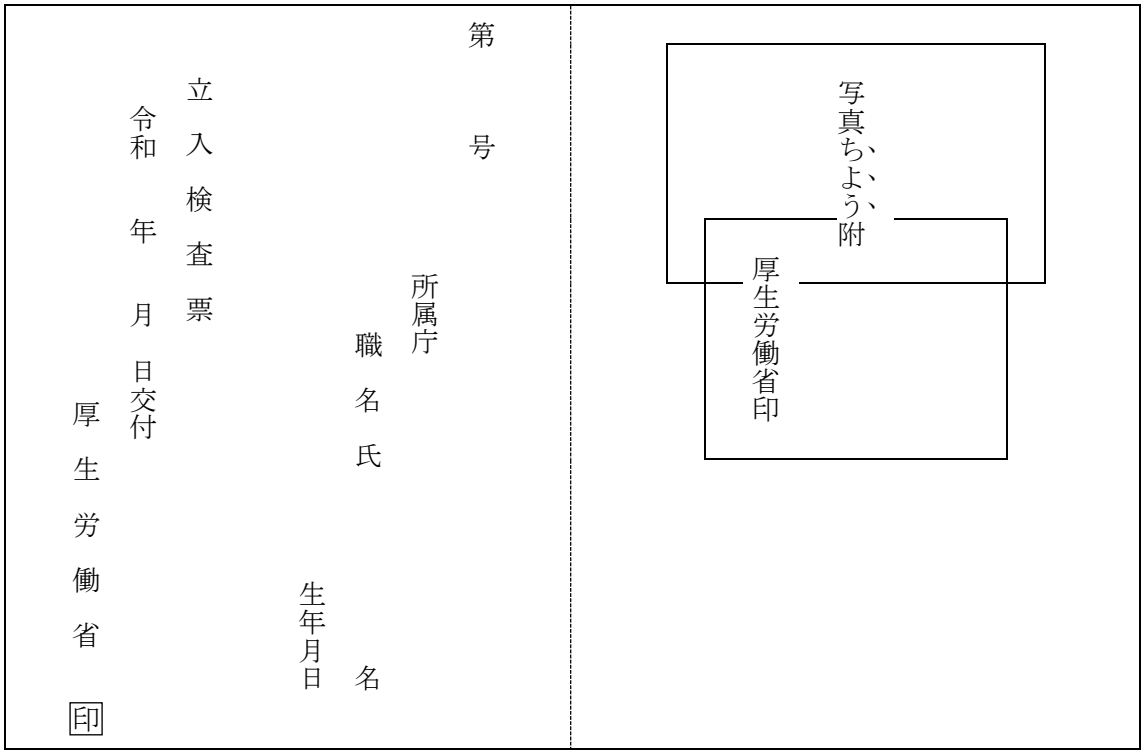
別記様式

（表）



（裏）

この証票を携帯する者は、日本赤十字社法第三十六条の規定により立入検査を行う職権を有するものである。

日本赤十字社法抜すい

第三十六条　厚生労働大臣は、日本赤十字社に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を守らせるために必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の職員は、同項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考　この用紙の規格は、B7とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。